

(別記様式1)

(元号) ○年度 社会福祉連携推進法人○○○ 業務評価

1. 評議会開催日

(元号) ○年○月○日

2. 評価項目

(1) 社会福祉連携推進方針に照らした個々の業務の実施状況・費用対効果について

地域福祉 支援業務	
災害時支援 業務	
経営支援 業務	
貸付業務	
人材確保等 業務	
物資等供給 業務	

※各業務の改善点や費用対効果等について意見を求め、当該意見の内容を上記に記載する。

(2) 事業報告書の内容について

--

※事業報告書の記載内容について意見を求め、当該意見の内容を上記に記載する。

(別記様式3)

社会福祉連携推進方針

社会福祉連携推進認定後の法人の名称		社会福祉連携推進法人 ○○会
理念・運営方針		<p>1. 社会福祉連携推進業務を通じて、地域住民に安心、安全かつ質の高い福祉サービスの提供を目指す。</p> <p>2. 福祉人材の育成・確保、定着を目指す。</p> <p>3. 地域ニーズの変化を踏まえ、地域における福祉サービスを維持・確保していくため、効率的かつ透明性の高い経営の確保を目指す。</p>
社員の名称		社会福祉法人○○，社会福祉法人●●，NPO□□，株式会社■ ■，株式会社△△
社会福祉連携推進区域の範囲		旭川市
社会福祉連携推進業務の内容	地域福祉支援業務	社員が共同で行う「地域における公益的な取組」の企画・立案，実施に向けた調整業務
	災害時支援業務	実施なし
	経営支援業務	社員の財務状況の分析・助言
	貸付業務	実施なし
	人材確保等業務	社員の人材の合同募集，社員間の人事交流，合同研修の実施等の調整業務
	物資等供給業務	実施なし
その他業務の内容		実施なし

※以下は貸付業務を行う場合のみ記載。

貸付件名	令和5年4月1日の社員〇〇に対する〇〇円の貸付け。
貸付契約締結日	令和4年12月1日
貸付対象社員 の名称	社会福祉法人〇〇会
貸付対象社員への貸 付総額	〇〇円
貸付対象社員におけ る重要事項に係る承 認の方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議するに当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、承認を受けなければならないものとする。

(注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- ・ 記載欄中の記述は記載例であること。

(別記様式4)

法第127条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類

**1 社会福祉連携推進業務を主たる目的としていること (第1号)**

社会福祉連携推進業務に係る事業費率の見込み	事業費率 【(①+②) / (①+②+③+④+⑤+⑥)】	%
	社会福祉連携推進業務に係るサービス活動費用計①	円
	社会福祉連携推進業務に係るサービス活動外費用計②	円
	その他業務に係るサービス活動費用計③	円
	その他業務に係るサービス活動外費用計④	円
	法人本部に係るサービス活動費用計⑤	円
	法人本部に係るサービス活動外費用計⑥	円

(注意事項)

- ・ 事業計画書や予算書等において上記の事業費率が50%超であること。

**2 社員の構成が適当であること (第2号)**

社員の名称	法人格の種別	社員に参画できる者 ※ 該当する欄に○を付すこと。				1社員当たりの議決権の数
		①社会福祉法人	②社会福祉事業経営法人	③その他福祉サービス事業経営法人	④社会福祉事業従事者養成機関経営法人	

合計数						
	社員計：					

(注意事項)

- ・ 社員は，上記の表の①から④までのいずれかに該当するものであること。
- ・ 社員は2以上であること。
- ・ 社員の過半数は社会福祉法人であること。
- ・ 議決権総数の過半数は社会福祉法人であること。
- ・ 1の社員に対し，議決権総数の半数を超える議決権を配分しないこと。

**3 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎があること (第3号)**

①社会福祉連携推進業務を適切かつ確実にを行うに足りる知識及び能力	社会福祉法に定める組織機関を全て備えるとともに，会費収入により，法人本部に職員2名を配置している。
②財産的基礎	会費により，年間事業費〇千円を確保することになっている。

(注意事項)

- ・ 上記の①及び②について，法人において措置している内容を記載すること。
- ・ 記載欄中の記述は記載例であること。

#### 4 社員の資格の得喪につき、不当な条件がないこと（第4号）

①社員の資格の取得ルール	定款第〇条の規定により、社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得る必要がある。
②社員の資格の喪失ルール	<p>〈退社〉 定款第〇条の規定により、社員は、社員総会において定める退社届を提出することにより、いつでも退社できる。</p> <p>〈除名〉 定款第〇条の規定により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款その他の規則に違反したとき</li> <li>・ 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき</li> <li>・ その他除名すべき正当な理由があるとき</li> </ul> <p>には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。</p> <p>〈社員資格の喪失〉 定款第〇条の規定により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき</li> <li>・ 総社員が同意したとき</li> <li>・ 当該社員に係る法人が解散したとき</li> </ul> <p>には、その資格を喪失する。</p>

(注意事項)

- ・ 定款等に定める社員の資格の得喪に関するルールを記載すること。
- ・ 社会福祉連携推進法人の目的に照らし、不当に差別的なルールとなっていないこと。
- ・ 記載欄中の記述は記載例であること。

#### 5 定款に必要事項が記載されていること（第5号）

定款記載事項	記載の有無
① 社員の議決権に関する事項	有 ・ 無
② 役員に関する事項	有 ・ 無
③ 代表理事を1人置く旨	有 ・ 無

④ 理事会を置く旨及び理事会に関する事項	有・無
⑤ 事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事項	有・無
⑥ 社会福祉連携推進評議会を置く旨及び構成員の選任・解任の方法	有・無
⑦ 貸付対象社員が予算の決定又は変更等を決定するに当たって、あらかじめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨	有・無
⑧ 資産に関する事項	有・無
⑨ 会計に関する事項	有・無
⑩ 解散に関する事項	有・無
⑪ 社会福祉連携目的取得財産残額は国又は地方公共団体等に贈与する旨	有・無
⑫ 清算時に残余財産を国等に帰属させる旨	有・無
⑬ 定款の変更に関する事項	有・無

(注意事項)

・ 上記事項のほか、一般法人法第 11 条第 1 項の規定により、次の事項の記載が必要。

ア 目的

イ 名称

ウ 主たる事務所の所在地

エ 設立時社員の氏名又は名称及び住所

オ 社員の資格の得喪に関する規定

カ 公告方法

キ 事業年度

(別記様式5)

法第128条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを証する書類

区分	事実の有無
① 理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者の有無	/
イ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの	有・無
ロ 社会福祉法その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者（ハに該当する者を除く。）	有・無
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	有・無
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	有・無
② 社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの	有・無
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	有・無

(注意事項)

1 ①のロにいう「その他社会福祉に関する法律」とは、社会福祉法施行令第34条に掲げる法律をいうものであること。

※ 児童福祉法，身体障害者福祉法，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律，生活保護法，老人福祉法，社会福祉士及び介護福祉士法，介護保険法，精神保健福祉士法，児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律，児童虐待の防止等に関する法律，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律，高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律，障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律，子ども・子育て支援法，国家戦略特別区域法（第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。），公認心理士法，民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律



る法律，自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律

- 2 ①のニ及び③の証明に当たっては，次に掲げる者による表明・確約書を添付すること。
- 当該社会福祉連携推進法人の理事及び監事（別添1）
  - 当該社会福祉連携推進法人の社員（別添2）

(別添1) ※役員用

表明・確約書

(宛先) 旭川市長

所属・職名 ○○○

氏 名 ○○○

私は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、  
確約します。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(元号) ○年○月○日

氏 名 (自著) \_\_\_\_\_

(別添2) ※社員用

表明・確約書

(宛先) 旭川市長

法人名 ○○○

代表者名 ○○○

当法人は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する法人

(元号) ○年○月○日

法人名 ○○○

代表者名 (自著) \_\_\_\_\_